

# 国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し、国民健康保険税が減免される場合があります。なお、7月中旬に郵送する国民健康保険税賦課決定通知書にも案内を同封します。

## ●減免対象世帯

- ① 新型コロナウイルス感染症により、**主たる生計維持者が死亡**または重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、**主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入**(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次の①～③のすべての要件に該当する世帯

※主たる生計維持者が、年金収入だけの人や減少することが見込まれる事業収入などにかかる前年の所得が0円以下の人は減免の対象なりません。

## ●要件

- 次の①～③は、すべて世帯の主たる生計維持者について
- ① 事業収入等のいづれかの**減少額**(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額)が令和2年1月1日～令和2年12月31日まで

(以下、「前年」の当該事業収入等の額の**3割以上**であること  
② 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること

③ 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること

## ●減免対象となる

### 国民健康保険税の期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日までの期間に納期限が設定されているもの。

※審査には時間がかかりますので、申請は原則8月2日までに行ってください。なお、申請が遅れる場合はご相談ください。

(申請方法や必要書類は、市HPをご覧ください。)

☎ 国保年金課

☎ 055(948)2905

## 母子家庭・父子家庭の人へ

### 高等職業訓練促進給付金の

### 対象期間・訓練を拡充しています

☎ 保健福祉・子ども子育て相談センター  
☎ 0558(76)8008

母子家庭の母または父子家庭の父が、就職の際に有利で、生活の安定につながる資格を取得するため、養成機関において修業する場合に給付金を支給します。また、対象期間・訓練を拡充します。

## ○対象者

- 伊豆の国市在住のひとり親家庭の母・父で、次のすべての条件を満たす人
- ① 児童扶養手当の支給を受けている人、または同様の水準にある人
- ② 養成機関において1年以上(令和3年4月1日から令和4年3月31日までに修業を開始する場合には6月以上)のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人
- ③ 就業または育児と修業の両立が困難な人
- ④ 過去に本制度による給付を受けたことがない人

## ○支給内容

訓練期間中、月額10万円(住民税課税

## ○対象資格

世帯は月額70,500円)

看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師、シスコシステムズ認定資格、LP1認定資格、その他市長が地域の実情に応じて必要と認めるもの

※修業開始より前に、事前相談が必要です。保健福祉・子ども子育て相談センターへ電話予約の上、お越しください。

## 医療用補整具購入費を助成します!

☎ 健康づくり課 ☎ 055-949-6820



がん治療を受けて、医療用ウィッグや補整下着・人工乳房などの補整具を購入した方に対して、購入にかかった費用を助成します。

### ●対象者

- 次のすべての条件を満たす人
- ① 医療用補整具を購入した時点から伊豆の国市民の人
- ② がんと診断され、その治療を受けたまたは受けている人
- ③ がん治療に起因する脱毛または外科的治療等による乳房の変形に対する医療用補整具を購入している人
- ④ 過去に伊豆の国市や他の地方公共団体から医療用補整具に係る補助を受けていない人

### ●対象となる補整具と助成金額

- ① 医療用ウィッグ(全頭用)…上限2万円
  - ② 乳房補整具(補整下着または人工乳房のどちらか)  
補整下着…上限2万円  
人工乳房(体内に埋め込まれたものは除く)…上限10万円
- ※①②それぞれ1回のみ助成します。  
※ポイントなどを利用して購入した場合、ポイント分は助成対象外となります。

### ●申請方法

医療用補整具購入後に健康づくり課窓口で手続きしてください。

### 【申請期限】

- ① 購入日が令和3年4月から令和3年12月の場合：令和4年3月31日まで
- ② 購入日が令和4年1月から令和4年3月の場合：購入日の翌日から90日以内

この他に、若年がん患者の方のための妊孕性温存治療費助成や、小児・若年がん患者の方のための在宅療養生活支援もあります。詳しくは問い合わせください。



## 第20回

### ごみの分け方・出し方

#### 新型コロナウイルス

#### 感染防止対策のお願い

☎ 廃棄物対策課

☎ 055(949)6805

ごみを出す際は、家庭での感染症対策、排出されたごみを収集する廃棄物処理業者、ごみの搬入に対応する清掃センター職員への感染防止対策として、次の3点にご協力ください。

- ① 使用済みのマスクやティッシュなどを捨てる際は、ごみ袋はしっかりとばって封をしましょう。(ごみ袋が満杯になる前に早めにしぼって封をすることで、ごみに触れにくくなり、より密閉することができま)

- ② 清掃センターへ直接ごみを搬入される際は、持ち込む前に家庭での分別を徹底し、搬入時の接触時間短縮、マスク着用による感染予防にご協力をお願いします。

- ③ ごみを捨てた後は石鹸などを使ってしっかりと手を洗いましょう。

